

昭和五十七年七月招集

第一回館山市議會臨時會會議錄

館山市議會

目次

日時	一
場所	一
出席議員	一
欠席議員	一
出席説明員	一
出席事務局職員	一
議事日程	二
開會	二
議長の報告	二
議案の配付	二
会議録署名議員の指名	二
会期の決定	二
議案第三十七号	二
説明	二
神田守隆君の質疑、当局の応答	三
委員会付託の省略	六
採決	六
閉會	六
本日の会議に付した事件	六

一、昭和五十七年七月六日（火曜日）午前十時
 二、館山市役所議場

一、出席議員 二十五名

- | | |
|------------|------------|
| 一番 神田 守隆 | 二番 石井 謀 |
| 四番 横溝 功 | 五番 福原 勤 |
| 七番 古賀 礼四郎 | 八番 石井 昌治 |
| 九番 松下 正己 | 一番 林 豊 |
| 一二番 栗原 一雄 | 一三番 近藤 好雄 |
| 一四番 渡辺 昭夫 | 一五番 伊藤 幸太郎 |
| 一七番 黒川 平治 | 一八番 流山 源次郎 |
| 一九番 石井 輝久 | 二〇番 石井 武敏 |
| 二一番 吉田 勇治郎 | 二二番 藤田 益治 |
| 二三番 菊井 敏博 | 二四番 和田 一郎 |
| 二五番 五十嵐 昇 | 二六番 伊賀 多朗 |
| 二七番 石井 正 | 二八番 安澤 徳順 |
| 二九番 安西 益男 | |

一、欠席議員 一名

三〇番 山口 康

一、出席説明員

- | | |
|-----------|---------------|
| 市長 半澤 良一 | 助役 小倉 澄男 |
| 収入役 太田 博雄 | 総務部長 鶴岡 卓樹 |
| 民生部長 鈴木 力 | 市長公室長補佐 脇田 元始 |

- 一、出席事務局職員
- | | |
|-----------|--------------|
| 事務局長 高尾 豊 | 事務局長補佐 熊谷 吉雄 |
|-----------|--------------|

書 記 藤 田 謙 夫

書 記 (補記) 藤 田 謙 夫 一、 書 記 藤 田 謙 夫 一、 書 記 藤 田 謙 夫 一、

書 記 石 井 一 夫 書 記 嶋 田 範 夫

一、議事日程

昭和五十七年七月六日午前十時開議

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 議案第三十七号 工事請負契約の締結について

開 会 午前十時四分開会

○議長（林 豊君） 本日の出席議員数二十四名、これより昭和五十七年第一回市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議長の報告

○議長（林 豊君） 本臨時会議案審査のため地方自治法第二百二十一条の規定による出席要求に対し、お手元に配付のとおり出席報告がありましたので御了承願います。

議案の配付

○議長（林 豊君） ただいま市長から議案並びに説明書の送付がありました。

議案並びに説明書を配付いたさせます。

配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

会議録署名議員の指名

○議長（林 豊君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。一五番議員伊藤幸太郎君、二一番議員吉田勇治郎君、以上両君を指名いたします。

会期の決定

○議長（林 豊君） 日程第二、会期の決定を行います。

本臨時会の会期につき、議会運営協議会の意見は、本日一日ということであります。

お諮りいたします。会期を本日一日と定めますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。

議案の上程

○議長（林 豊君） 日程第三、議案第三十七号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明

○議長（林 豊君） これより本案に対する提案理由の説明を求めます。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君） 本日、ここに急遽第一回市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては御多忙の中を御出席賜り、誠にありがとうございます。

今回、急施を要するものとして御審議をお願いいたします案件は、一般議案一件であります。

議案第三十七号工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

厚生省補助事業として実施する館山市清掃センター建設工事につきまして、日立造船株式会社と十六億八千万円をもって、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第二号の規定による随意契約により工事請負契約の締結をしようとするものであります。

これは、日立造船株式会社のごみ焼却施設が技術的評価において優れており、また見積もり合わせの結果も最低価格であったことによるものであります。

工事の内容といたしましては、受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、余熱利用設備、通風設備、灰出設備、排水処理設備等を備えた一日の処理能力が百トンの近代的な施設として建設しようとするもので、工期を昭和六十年三月十五日までとするものであります。

以上、提案理由について御説明申し上げましたが、急施を要するものでありますので、何とぞ慎重なる御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 豊君） 以上で提案理由の説明を終わります。

質 疑 応 答

○議長（林 豊君） これより議案の審議を行います。

御質疑を願います。

○一番（神田守隆君） 昨年、流山市の焼却設備を実地に見学して

きたわけですけれども、流山市では、全く、業者も日立造船で、炉の形式についても全く同じだというふうに理解をしているわけです。個々細かい点にわたっての違いはあろうかと思ひますが、各施設の内容等ほぼ同じものだという理解をするものであります。

大きな点で違ふところは、流山では百四十トン炉と、館山の百トン炉に比べて大きいわけなんですけれども、値段の点で見ますと、流山のほうが十二億三四百万円ということで、館山の十六億八千万円というのはいかにも割り高だ、こういう印象を持つわけであります。

これは、トン当たりの建設費で比較してみますと、流山ではトン当たり八百八十一万四千円、これに対して館山のこの施設が千六百八十万円ということですから、トン当たりの建設費は約倍だと、大変高いという感を持つわけです。

事業年度が流山が五十四年度から五十六年度ということに対して、当市のほうは五十七年度から、三年のずれがあるわけですけれども、それにしてもこの間の値上がりということを考えてみても、二倍近いトン当たりの建設事業費というのは大変に高いのではないかという感想を持つわけであります。

この建設単価が、非常に、同じ業者で、同じ機種をやって、たまたま三年のずれがあるということとこれだけ違ふというのは、納得のできないことでありますので、このへんについての説明をしていただきたいということ、これが質問の第一点でありますけれども。

もう一点は、流山の場合では、たとえば熱効減量が三割以下で

あるとか、ばいじん量が〇・〇五ノルマル立米以下であるとか、これは館山の施設全く同じでありますけれども、何点かのポイントを決めた上で、各業者の競争入札によって、業者の指名をした、こういふふうに聞いているわけです。

やはり、業者同士の競争入札というふうな、そういう場が設定された中で値段というものが割り安になったのではないか、こういうふうな感もするわけでありませう。

こういうことは、館山市においてはどのように検討されたのか。当市においてもそういうような可能性というものがあつたのではないかというふうな感を持つわけで、その点についてどのような検討をされたか御説明願いたいというふうに思います。

○民生部長（鈴木 力君） 建設費の契約金額が流山市と比較して高いのではないかと御質問でございますけれども、建設費につきましては幾らが適当な価格であるかどうかという見方につきましてはいろいろあると思うわけでございますが、プラントの発注仕様内容等によりまして違うわけでありますけれども、そういう面から非常にむずかしい面がございます。

一つの比較の方法としましては、建設しようとする年度の厚生省の国庫補助金基本額が幾らかということ、ある程度の建設費の目安がつくわけであります。ちなみに昭和五十七年度の基本額におきましてはトン当たり千五百三十万円でありませう。これは年間大体九〇乃至一〇〇程度基本額というものが上昇してあるわけでございます。そういうことから見ましても、当市の契約金額につきましては、今回十六億八千万円でございませうので、国の基本額から見ましても約一割程度上回る価格でございませうので、高

いということはないというふうに考えております。

それから、二つ目には、建設費につきましては、昭和五十六年度に類似規模の准連タイプの建設されたところについて調べてみたわけでありませう。前年との比較におきましては九カ所ございませうが、その平均がトン当たり千六百五十三万八千円でございませうので、これまた最近の他の自治体で発注した経費の実績から比較しましても高いということにはございませう。

それから、なお流山市との比較でございますが、流山市につきましては私も当地に参りましていろいろ事情を聞いたわけでございませうが、これにつきましては特殊な事情もございました。特に関東地区におきまして准連炉、同タイプの機種というものがあまりなかつたということで、ある程度の業績を高めようという一つの会社の目的があつたようでございます。

それから、なお流山市の建設されましたプラントの機器の仕様内容というものと当市の場合を比較いたしますと、若干高度化と申しますか、技術の面においても館山市の仕様内容というものが優れているということでございます。具体的に申し上げますと中央制御面での自動化が図られております。なおダンピングボックスの設置、あるいはオーボードアの自動化、こういうものが技術的にも館山市のほうが優れた仕様内容をしていらっしゃるわけでありませう。

それから、なお流山市につきましては、五十四年度に着工したわけでございますが、当時の建設費が御指摘のように十二億三千万円であつたわけでございませうが、三年間経過してございませうので、先ほど申し上げましたように国庫補助金の基本額というもの

が三〇%程度上回っており、この上昇率を見ましても現在の価格に換算しますと十六億程度のものになるわけでございますので、そういう物価の上昇等勘案、検討いたしますとさしたる違いはない、このように考えておるわけでございます。

それから、なおお市におきましては、指名いたしました七社からそれぞれ各設備の技術的な面につきましての検討というものを十分いたしたわけでございます。特に、公害防止の面ではどうかとか、あるいはまた総体のバランスはどうかというようなことで検討をいたしましたわけでございます。

それから、なおお価格につきましても、各メーカーのほうから正式を見積もり価格というものを徴したわけでございます。その結果日立造船というものが一番最低の費用額であったということでございまして、実質的には競争入札と同じような形態をとったわけであります。その点御理解いただきたいと思えます。

○一番（神田守隆君）　いまの御説明だったんですけれども、どうも二倍というのがしっくりこないわけなんです。

私のほうでいろいろ調べてみましても、一つは国の基準、これ厚生省の補助基準ですか、これの値上がりというのは、五十四年度に比較すると約三〇%ぐらいかと思うんです。流山市の場合には五十四年度には国の補助基準よりも非常に少ない、それより下回る価格で発注しているわけです。ところが当市では国の基準をさらに一〇%も上回るということで発注しているわけです。ですから一概に——ある程度の値上げというものはあるというふうに思うんですけれども、やはりそれにしても値上げの幅が大変大きいという感を持つわけです。

そうした中で、中央制御装置等の自動化等、設備等が大変高度化が進んでいるというお話ですけれども、この高度化というものは大体どの程度の評価、価格面でどのくらいのものだというふうに考えられるのか。御説明を願いたいと思うわけです。

それと、この点について、具体的には流山では日立造船と、同じ業者でありますから、しかも形式も同じでありますから、ただ炉の大きさが百四十トンに対して館山が百トンと小さいということとありますから、そう大きく——いろいろ比較、検討する上で問題点も整理されやすいと理解するわけでありますけれども、その点で業者との間でそうした問題についての意見を聴取されているのかどうか。されているとすれば、どのように業者のほうの説明をされているのかお聞かせ願いたいと思えます。

○民生部長（鈴木 力君）　設備の高度化によりまして単価というものもどの程度上がってきたかということにつきましては、これは詳細はわかりませんが、国の国庫補助基本額におきましては物価の上昇と、いわゆる排ガス対策等の設備におきましては技術的な面での向上によりまして基準単価というものは引き上げられている、このように考えるわけであります。

そういう面からいたしまして、館山市におきまして採用した設備が流山市よりやや高度化されているということによりましての価格の面でどの程度かということにつきましてはちょっとわかりません。

それから、業者との仮契約の段階におきます価格の話し合いにつきましては、あくまでも市といたしましては正式に見積もりを徴しました。去る二月十日の日付でもって徴しました見積もりを

格というものは信頼いたしましたして、その価格をもって今回工事請負契約金額にしようとする次第でございます。

○議長（林 豊君） 以上で一番議員君の質疑を終わります。

他に御質疑はございませんか。——御質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

○議長（林 豊君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託並びに討論省略、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（林 豊君） よって、これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（林 豊君） 御異議がありますので、採決は起立により行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 豊君） 起立多数であります。よって本案は原案どおり可決されました。

閉 会 午前十時二十三分開会

○議長（林 豊君） 以上で本臨時会に付議されました案件はすべて議了いたしました。よってこれにて第一回市議会臨時会を閉会いたします。

○本日の会議に付した事件

一、会議録署名議員の指名

二、会期の決定

三、議案第三十七号

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会議長 林 豊

館山市議會議員 伊 藤 幸 太 郎

館山市議會議員 吉 田 勇 治 郎